

特 集・リストラ・失業・雇用、地域経済問題での国民的共同の探求

青年の雇用と働くルールの改善をめざす 共同の拡大

林 萬太郎

今、失業や倒産、賃金や生活の切り下げ、過労死や自殺の増加などが日本をおおい、日本の経済と将来についての不安が広がっています。とりわけ、高校・大学の新規卒業生を含む青年が雇用と働くルールを保障されていない状況が急速に広がりつつあります。この問題の最新の状況と改善をめざすとりくみの現状を報告し、青年の雇用と働くルールの改善をめざす共同の可能性と意義を考えます。

1. さらに悪化する青年の雇用と働くルールの状況

高校生・大学生の就職難と働く青年が不安定雇用や長時間過密労働・サービス残業などのもとにおかれている状況は、さらに悪化しています。深刻さを増す青年の雇用と働くルールの問題は、今や日本社会の在り方の問題、日本の未来の問題としての性格をますます強めつつあります。

(1) 高校生の就職内定状況

日高教・全国私教連の調査によれば、来春卒業予定の高校生の10月末就職内定率は51.9%（男子56.2%、女子46.2%。昨年同期比2.3ポイント減）と過去最低を更新しました。9月末内定率も33.4%（文部科学・厚生労働省調べ）と過去最低でしたが状況は改善せず、10月末で就職希望者二人に一人しか内定を得られず、約10万人が未内定のままという厳しい結果です。

男女間格差は10.0ポイントとなり昨年度の8.7ポイントからさらに拡大しています。調査結果からはこの4年間、8~10%の男女間格差が定着していることが読みとれます。

地域別では、北海道・東北40.8%、関東・甲越49.0%、中国・四国・九州48.1%、近畿48.7%、北陸・中部・東海67.6%となっており、ブロック間で26.8%、県間では実に50.0%もの大きな地域間格差があります。従来から高かった愛知県などで内定率がダウントしているという報告もあり、「ここは大丈夫」という地域・県がなくなってきたつある状況も読みとれます。

障害児学校の卒業生についても一層、困難が増大しています。職場実習の実習先企業が確保できない、選考で健常者と同じ能力を求められたなど、就労の希望を実現することは困難な状況です。

また、人材派遣業・業務請負業・契約社員・日給制や、有期雇用・パート・短期雇用などの不安定求人が急激に増えています。求人の絶対数が減少する中でやむを得ずこれらの企業へ就職する高校生も増え、フリーターにならざるを得なかった高校生を含めると、新規学卒時点から不安定雇用の状態におかれる高卒労働者の割合が年々高くなっています。

さらに、求人取り消し、内定取り消しや内定後の労働条件切り下げの報告も増加しており、買い手市場を利用して就職ルールを無視・軽視する企業が増えています。

高校生の10月末内定率は1990年代に入ってから下がりつづけいますがここ4年間は特に厳しく、学校現場では生徒の学習意欲・修学意欲にも影響する深刻な状態になっています。昨年度は、最後まで就職を希望しながら内定しないまま卒業した生徒数は35,000人（文部科学省調査）でした。

このままでは今年度末には昨年度以上の高校

労働総研クオータリーNo.49(2003年冬季号)

卒業生が「就職浪人」・フリーターになると予想されます。高校生たちがいよいよ自分自身と社会の将来に展望を持てない状況が広がってきつつあり、高校生の就職難は今や深刻な社会問題と言わなければなりません。

(2) 大学生の就職内定状況

来春卒業予定の大学・短大・高専生の9月末就職内定率は61.7%（文部科学省調べ）でした。昨年同期比で0.8ポイントの減であり、短期大学が低く高専が高いという傾向が強まっています。

大学生の就職については就職内定率の低下とともに、1997年の就職協定撤廃以後、就職活動の「早期化、長期化」が大きな問題になっています。大学3年生の12月から始まる就職活動で、4年生のゼミが成立しない、学業に専念できない、卒論が書けない等「学びの空洞化」というべき状況が多くの大学・大学生に広がっています。また、少しでも有利にとダブルスクールで資格を取る学生が増えている状況や地方の学生が就職活動のために都市部へ「下宿」するという状況まで生まれています。

さらに、全学連の報告では「就活のストレスで、心身の不調を訴える学生が増えている」「就職のために自分を作っていることがたまらない」「就活に時間をとられているのに、即戦力として使える力をつけてこいというのは矛盾だ」等々の問題も指摘されています。

就職難に泣き寝入りしない女子学生の会からは、女子学生への募集・選考時の差別が1999年4月の「改正」雇用機会均等法施行後もなくなるどころか拡大していることが報告されています。今日、就職活動の「早期化、長期化」は学生の負担増だけでなく、学生の学び・成長の問題であり高等教育の役割・意義の問題にもなっていると言えます。

(3) 働く青年の状況

青年全体を見ても失業率は8.8%（総務省調

べ。2002年10月。15~24歳）と非常に高く、全年齢平均5.5%を大きく超え、11人に1人は失業しているという状態が続いています。また、働いている青年も、正規であれば長時間過密労働・サービス残業や「いつリストラされるか」という不安が、非正規であれば雇用の不安定さの上に1人では生活できないような低賃金や様々な権利侵害など、いずれにしても働くルールが守られない状況が全労連青年部や首都圏青年ユニオン・民青同盟から報告されています。

この状況は都市部に限りません。日青協の報告では、地方・地域の青年も「地元での就職を希望しても求人がない」「地方でも不安定雇用が増えている」「労働基準法や最賃制度を無視した賃金や労働が横行している」状況にあります。

2. 就職連絡会のこの1年の歩み

「高校・大学生、青年の雇用と働くルールを求める連絡会」（略称 就職連絡会）の活動がスタートして1年がたちました。青年の雇用と働くルールの改善をめざして手探りで始まった活動でしたが、「政策提言」を作成し「申し入れ懇談活動」を実施するなど大きな前進をすることができました。この1年間を共同の拡大の観点から簡単に振り返ってみます。

(1) 就職連絡会の結成

就職連絡会は2001年10月31日に発足しました。全国私教連とともに1993年から高校生の就職実態調査や要請行動を行ってきた日高教が呼びかけ、趣旨に賛同した13団体によって発足し、現在は16団体で構成しています。

就職連絡会の意義は、①青年の雇用と働くルールの改善を求める一点で一致する幅広い団体のゆるやかな共同組織であること②雇用問題だけでなく「働きかた」も視野に入れ「働くルール」問題も取り上げていること③打開のために政策づくりをめざしていることの3点にあります。

約4ヶ月間の準備期間の中で、青年団体の意

特 集・リストラ・失業・雇用、地域経済問題での国民的共同の探求

見を大切に丁寧な話し合いを重ねたことが、「従来の枠を超えた共同」を実現できた理由であったと思われます。

就職連絡会は最初の活動として2001年12月10日に「何とかしなくちゃ—高校・大学生、青年の雇用と働くルールを考える第1回シンポジウム」を開き、18団体113名の参加で大きく成功させました。連絡会未参加の団体・個人も含めた多くの発言で、高校生・大学生・青年の雇用と働くルールの実態が交流され、この問題を広く社会に訴え改善を求めていく熱気あふれる集会となりました。

就職連絡会を結成したことが「共同をスタートさせた大きな1歩」でしたが、結成準備を始めた2001年の7月から第1回シンポを成功させた12月までが、就職連絡会の活動の第1期であったと思われます。

(2) 政策提言の作成

就職連絡会の活動の第2期は、政策づくりの議論を始めた2002年の1月から第2回シンポを経て政策提言を完成させた9月までであったと思われます。「政策づくり」といっても当初は手をつけてよいかという状態でしたが、全労働の専門的知識や資料にも助けられ、一つ一つの意見や疑問も丁寧に取り上げて議論を進め、8カ月間かかってようやく完成させることができました。

ここでは「高校・大学生、青年の雇用と働くルールを求める政策提言」の全文を記載する紙幅がありませんが、「緊急政策提言の部」と「基本政策提言の部」に分け、〈雇用確保に関する政策提言〉〈働くルール確保に関する政策提言〉〈その他〉の23項目の政策を提言しています。(全文は、後述するパンフレットをご覧ください。)

就職連絡会としては、この時期は「政策に踏み出した第2歩」といえます。青年の声と要求を政策にまとめ上げる作業の中で、メンバー間の交流も深まり、それぞれの団体間でも機関紙

への登場や交換、大会等への相互参加などが広がっていました。

政策提言を検討するために開いた2002年7月9日の第2回シンポジウムも、26団体103名と第1回を超える多くの団体の参加で成功しました。これら連絡会内外の交流と連帯の深まりは、運動にとって大きな財産であり、今後の発展の基盤ともなるものです。

(3) 政策提言を持っての申し入れ懇談活動

就職連絡会の活動の第3期は、政策提言を持つての申し入れ懇談活動を行った2002年の9月から第3回シンポを行った11月まででした。この活動は、青年の雇用と働くルールにかかる諸団体に政策提言を持って申し入れ懇談を行うもので、「政策を世に問うさらに大きな第3歩」といえます。

今回、申し入れ懇談を要請したのは、経営者団体では日本経済団体連合会、中小企業家同友会全国協議会、日本商工会議所(予定)、全国商工団体連合会の4団体、行政は文部科学省、厚生労働省(予定)、地方団体は全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会の6団体、政党は自由民主党、公明党、保守党、自由党(予定)、民主党、社会民主党(予定)、日本共産党の7党、教育関係団体は全国高等学校長協会、全国高等学校PTA連合会(予定)、国立大学協会の3団体、合計22団体でした。

アポ取り付けが難しい団体では全解連の交渉力にも助けられた結果、「郵送で(つまり会わない)」という回答は自由民主党、国立大学協会のみで20団体とは申し入れ懇談を実施することができました(原稿執筆時点では一部未実施)。

申し入れ懇談の結果で一番重要なことは、日本経団連や行政当局を含めすべての団体が「青年の雇用と労働の実態がたいへん厳しい状態にあり、改善が必要である」ことを否定できなかったことです。さらに、多くの団体と「この問題

労働総研クオータリーNo.49(2003年冬季号)

の改善のために今後とも資料交換・意見交換・懇談をしていくこと」で一致しました。「青年の雇用と働くルール」について憂慮し行動している団体・世論の広がりに確信を持ち、改善に向けて「政策提言」の重要性をあらためて認識することができました。

経営者団体では、日本経団連では「11月19日の政府からの要請を受けて各県経営者協会に奥田会長名で「1社一人」の採用増を呼びかけていること」や「「ものづくり」の危機にも会長が就任時から呼びかけていること」を紹介され、青年の雇用の現状と改善の必要性についての基本認識は一致しました。

中小企業家同友会全国協議会では、「現状の問題点」や「改善の方向性」のほとんどで一致しました。地域の中小企業家同友会と高校が協力して高校生向けに講座を開いた旭川の例をはじめ、中同協としても各地で様々な取り組みをされていることを聞くことができ、たいへん勇気づけられました。

政党では、原稿執筆時点までに懇談した3党のうち1党を除いて、丁寧かつ具体的な意見交換ができました。民主党では、政策担当者3人と話をしましたが、逆に質問を受けた部分も含めて意見交換ができ、当面の雇用対策の必要性についての認識は一致しました。

日本共産党では、国会議員も3人出席され丁寧かつ友好的な懇談となりました。基本政策・緊急政策のほとんどで一致し、具体的な内容について真剣な意見交換ができました。翌日の衆院青少年特別委員会での石井議員の質問にも早速、懇談の内容を反映していただきました。

地方6団体では、対応や表現は少しずつ違いましたが、地方でも青年の雇用と労働の実態は厳しく改善が必要であることでは認識が一致しました。団体の性格上、下から上がってこないと取り上げられないと言うことでしたが、市長会と都道府県議長会は既に「緊急地域雇用特別交付金事業の要件緩和」を要望書に取り入れて

いました。今後の資料・意見交換と各県・市町村からの意見書提出運動の重要性を感じました。

これらの結果は、11月29日の第3回シンポジウムで集約し、今後「厚生労働省向け」「文部科学省向け」「地方自治体向け」や「中小企業向け」「パート・アルバイト向け」「学校教育向け」などの分野別により具体的な政策を、関係する団体との意見交換・懇談をしながら作成したことと各県・市町村からの運動構築をめざして各県連絡会の結成を急ぐことが確認されました。

なお、この申し入れ懇談活動や11月29日の要請・宣伝行動によって、就職連絡会の参加団体が行動における共同を体験し拡大できたことも、共同と連帯の強化という重要な成果であったと思います。

3. 青年の雇用と労働の問題を労働組合としてどうとらえるか

今や、青年の雇用と労働の問題は多くの国民にとって自分自身の問題か家族の問題になってきています。この点でこの問題の改善を求めるとりくみは、国民的なたたかいとなりつつあります。

(1) 労働組合にとっても重要な活動

多くの国民にとって自分自身の問題か家族の問題であるということは、労働組合を構成するあるいは組織の対象となる労働者にとっても同様に重要な問題になってきているということです。企業内の労働者の年齢構成を考えることや技術・技能・経験をつたえ将来を担う青年労働者を確保することは、「ものづくり」をはじめ後継者育成にもつながる問題です。

したがって、この問題は企業の将来の問題でもあり、その企業の労働者で構成する労働組合として労使交渉などの場で検討・交渉すべき課題であると言えます。また、労働組合の組織対象である青年労働者を増やすことは、組織拡大にもつながります。さらに、非正規の労働者が

特 集・リストラ・失業・雇用、地域経済問題での国民的共同の探求

急増している中で、彼らの要求を取り上げ組織していくことは、これから重要さを増すと思われます。

青年の雇用と労働の問題を考え改善を求めて行動することは、労働組合が社会的役割を發揮するという面からも重要な課題です。まして教職員組合にとっては、教育課題への取り組みを含めて非常に重要な課題であると言えます。多くの困難もありますが、労働組合としても、青年の雇用と労働の問題を重要な活動と位置づける必要があると思います。

(2) 地域を守る観点で、幅広い共同を

今、労働組合や民主団体の取り組みのキーワードの一つが「地域」です。青年の雇用と労働の問題は、日青協の報告でも明らかなように「地域を守る」取り組みとストレートに結びついています。全労連や教職員組合の「キャラバン活動」の経験からも、この課題は「地域を守る」点で幅広い共同を実現できる可能性が非常に大きい課題です。

就職連絡会の参加団体を中心に、「地域を守るために、青年の雇用と労働の改善をめざす」ことで、自治体の首長や教育長、地域の経済団体(中小企業家同友会、商工会議所)などに幅広く共同を呼びかけ、それぞれの地域の声・世論についていくことで、行政や企業を動かしていくことが求められています。

(3) 日本経済の民主的再生、日本社会の民主主義の発展につながるたたかい

青年の雇用と働くルールの問題は、真剣に考え取り組んでいけば必ず政府・財界の雇用政策・労働力政策が問題になり、教育政策にも発展していく必然性を持っています。さらに進めれば、日本経済のあり方や働くルールの面では民主主義の問題にも発展していきます。

賃金・権利・社会保障など労働組合の基本的課題にもつながり、日本経済の民主的再生、日

本社会の民主主義の発展につながるたたかいとして、この課題を位置づけ取り組みを進める必要があります。

4. 一層の共同の拡大によって要求の実現を

「しんぶん赤旗」をはじめ各紙の報道もあり、青年の雇用と働くルールの問題についての社会的認識も一定の広がりを見せつつあります。この1年間、多くのマスコミから取材がありましたが、最近はマスコミの取材も単に「高校生の就職難」を報道するだけでなく、その原因、青年や地域への影響、高校生の学習意欲、教育課題まで取材・分析しようとしています。

また、この間の申し入れ懇談活動の中でも、行政当局者が日高教・全国私教連の調べた「高校生の10月末内定状況調査結果」を求めたり、経営者団体や政党・地方6団体からも「今後とも意見は聞きたい」「資料交換はしたい」などの反応が多くありました。このような状況の中で、この問題の改善へ向けて重要なのは次の2点です。

(1) 政策の具体化によって、要求での共同の拡大をはかる

今、もっとも重要なことは政策の具体化です。政府の施策や各種調査の結果、各団体の要望書・「提言」などを収集・分析しながら、「政策提言—第1次案—」を分野別にさらに研究し具体化して、「第2次案」「第3次案」として作成・発表していくことが求められています。政策をさらに具体化することによって、関係団体との共同をさらに拡大・深化させることが可能となり、要求の実現に1歩近づくことになります。

政策の具体化を進める分野と方向性については、次のように考えています。

まず、地方自治体向けには、①地方自治体の役割と権限を縮小する自治体合併押しつけや税財源改悪に反対し、地方自治体が住民と地域を

労働総研クオータリーNo.49(2003年冬季号)

守れるようにする、②各自治体で「ワークシェアリング」による臨時職員採用制度が広がっていますが、一定の効果を挙げる一方で財源等の問題点も指摘されています。この制度に緊急雇用創出特別交付金事業の適用を拡大することを求める、③それぞれの地域の実態に見合った、未内定の高校生を対象とする教育・福祉・環境など公務・公共分野での雇用創出をすすめる、の3点を検討する必要があります。この分野では自治労連との協議も必要になってくると思われます。

次に、中小企業向けには、①地域の中小企業を「不良債権処理加速」による倒産から守り、地域経済と雇用確保に役割を果たせるようにする、②大企業の事業所が一方的に撤退することに民主的規制をかけて、地域の中小企業を守る、③学校における職業準備教育に協力してもらう、の3点を検討する必要があります。この分野では中小企業家同友会全国協議会が既に「提言」も出しておらず、お互いに検討を進めることが必要です。

また、この間、教育課題への認識も広がっています。青年団体の報告でも「労働基準法や最低賃金制度を学校で習わなかった」「社会で役に立つことは何も学習しなかった」等々の声が出ています。とりわけ、高等学校では職業・労働に関する知識、労働基準法や労働安全衛生法などの労働者保護法制、労働組合の役割、労働相談の窓口などについてすべての生徒がきちんと学習できるようにすることが求められています。この分野では全労働と教職員組合を中心に研究と実践・交流を急ぐ必要があります。

そして政府と各政党には、今こそ青年の未来を保障することなくして日本の将来はないという観点で、青年の雇用拡大に重点を置いた緊急の雇用対策の実施を求める必要があります。

具体的には、①社会的責任のある大企業に「1事業所1人」の高校生の雇用増を働きかけ実現すること、②政府自ら、未内定の高校生を対象

とする教育・福祉・環境など公務・公共分野での雇用創出をすすめること、③学卒未就職者に対して、無料の職業訓練と訓練中の手当支給、採用企業への補助金支給制度を創設すること、の3点を求めます。

これら緊急対策を厚生労働省と文部科学省が中心になって国として早急に実施することが必要です。この分野では全労働を中心に国公労連との協議も必要です。また、国には先に述べた地方自治体向け・中小企業向け及び教育課題での支援政策の実施も求められています。

(2) 各県での共同の拡大めざして各県連絡会の結成を

この運動の前進のためには、各県でもとりくみをすすめる必要があります。そのためには、要となる共同組織（就職連絡会）の結成が重要です。現在、中央の就職連絡会に参加しているのは神奈川と岡山の2県のみです。「高校生・大学生の就職問題を考える神奈川の会」は1995年に結成され、中央の就職連絡会結成時から参加しています。「働くルールを確立し、就職保障と人権を守る岡山連絡会」は2002年10月に岡山県就職差別撤廃共闘会議から改組したもので、11月から中央の就職連絡会に参加しています。

現在もいくつかの県で就職連絡会結成の準備はすすんでいますが、この活動を急ぐ必要があります。地方6団体の対応を見ても各県・市町村での首長・議会への働きかけが重要ですし、「地域を守る」課題の面からも、とりくみの中心になる共同組織として各県就職連絡会の結成は重要な意義を持ちます。中央の就職連絡会に結集する団体を中心に、就職差別撤廃共闘を持っている県については改組も含めて、早急に協議を始めることが求められています。

なお、「政策提言—第1次案—」全文、青年の雇用と労働の実態を報告する事例集、第1回シンポジウムの記録などを収録したパンフレットがで

特 集・リストラ・失業・雇用、地域経済問題での国民的共同の探求――――――――――

きています。ご希望の方は、就職連絡会事務局
(日高教TEL03-3230-0284、FAX03-3230-1569)
へご連絡ください。

(はやし まんたろう・「就職連絡会」事務局長、
日高教中央執行委員)

前号(No.48)の訂正――――――――――

以下の誤植がありました。お詫びして訂正します。

- 10ページ左上から 3行目
誤—Knozertierte Aktion 正—Konzertierte Aktion
- 10ページ右下から 7行目および11ページ左上から 6行目
誤—VEL. DI 正—VER. DI
- 13ページ右下から 11行目
誤—バーデン・ヴュルテンベルク 正—バーデン・ヴュルテンベルク
- 16ページ左上から 11行目
誤—・・これを否決したままである（自由民主党）。・・撤廃要求さえ出されている。
正—・・これを否決したままである。・・撤廃要求さえ出されている（自由民主党）。